

「JA教育ローン」商品概要説明書

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

商品名	JA教育ローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となる ことができます。 ●お借入時の年齢が満20歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ●前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた 「前年度税引前所得」とします)。 ●勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 ●教育施設(日本政策金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。ただし、外国の教 育施設の場合は、当JAから振込可能な場合に限定した取扱いとします。)に就学予定ま たは就学中のご子弟のいる方。 ●生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居 ご家族の持ち家であること)。 ●当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ●就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2ヵ月以内にお支払い済 の資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。 ①受験のための費用(交通費、宿泊費、出願料、受験料) ②学校納付金(入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費) ③教科書代等の学校教材費 ④留学旅費 ⑤引越・電化製品購入費用(原則として入学時に限定) ⑥敷金・礼金(原則として入学時に限定)および家賃 ⑦通学費 ⑧下宿就学子弟の生活仕送り金(月額5万円が上限) ⑨卒業論文作成の研究・調査費 ⑩他金融機関からお借入中の教育ローン借換
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1,000万円以内(1万円単位)。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ●据置期間を含め6ヶ月以上15年(在学期間+9年)以内(1ヶ月単位)とします。 ・ただし、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ 月後までの範囲内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●固定金利(当初のお借入利率を完済時まで適用)とします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、 特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)の いずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ●当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、 原則として保証人は不要です。

保証料	<ul style="list-style-type: none"> ●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払い ご融資時一括して保証料（年0.5%）をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】 ・金利年3.0%、元利均等返済の場合 <table border="1" data-bbox="459 338 1316 436"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>8,000</td> <td>13,000</td> <td>27,000</td> <td>41,000</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ②分割後払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料（保証料率：年0.5%）をお支払いいただきます。 	お借入期間	3年	5年	10年	15年	保証料（円）	8,000	13,000	27,000	41,000
お借入期間	3年	5年	10年	15年							
保証料（円）	8,000	13,000	27,000	41,000							
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：0898-68-7800）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 										